○**一宮町中型バス利用規程　　抜粋**

(目的)

第1条　この規程は、町内各種団体等の健全な育成及び住民福祉の向上を図るため中型バスいちのみや号(以下「いちのみや号」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用)

第2条　いちのみや号は、一宮町及び次の各号に掲げる事業を行う機関並びに団体がその目的を果たすための利用に供する。

(1)　社会教育、社会体育及びその他教育に関する事業。

(2)　青少年団体、婦人団体、老人団体、その他社会福祉並びに社会教育諸団体の育成と福祉増進のための事業。

(3)　町がその事業を認定し、補助金を交付している団体。

(4)　その他、町長が特に認めた場合。

(運行の時間及び範囲)

第3条　出庫から入庫までの時間は、午前8時から午後5時までとし、1日の運行範囲は、概ね往復240キロメートル以内の日帰りとする。

2　毎月車両点検日及び車検期間は運行しない。

(乗員人数)

第4条　乗員人数は、乗務員を除き原則として20名以上31名以下とする。ただし、特に町長が必要があると認めた場合はこの限りではない。

(利用申込)

第5条　いちのみや号を利用しようとする団体等(以上「利用者」という。)は、利用日の３ヶ月前の月初めから仮予約をすることができる。

2　利用者は申込書(別紙様式第1号)を利用日の2週間前までに町長に提出しなければならない。

3　利用申込は1団体1月に2回までとする。ただし、特に町長が必要があると認めた場合はこの限りでない。

(運行費負担)

第8条　いちのみや号の運行に要する経費は、原則として利用者の負担とする。ただし、町の事業における利用についてはこの限りでない。

(損害賠償)

第9条　いちのみや号利用中に生じた交通災害については、加入保険による賠償以外はその責めを負わない。

2　利用者が故意にいちのみや号に損害を与えた場合、利用者は賠償するものとする。